

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年9月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300047号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300013号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年4月1日から平成13年3月31日まで  
② 平成13年10月1日から平成16年5月21日まで  
③ 平成16年5月21日から平成21年5月16日まで

A社、B社及びC社に勤務していた期間の標準報酬月額については、社会保険料の納付額を低くするため、社会保険事務所(当時)の職員の指示により実際の給与額より低い標準報酬月額で届出が行われ、記録されている。調査の上、標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、平成12年4月から平成13年2月までの期間、当初26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成13年3月31日)以降の同年4月19日付けで、平成12年10月の定時決定の記録を取り消し、資格取得時の同年4月1日に遡って、標準報酬月額を9万8,000円へ引き下げる減額処理が行われた上、同日付で、平成13年3月31日に遡って、請求期間①に係る被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は、上記減額処理が行われた平成13年4月19日時点において同社の唯一の取締役であったことが確認できる上、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間において事業主であることが確認できる。また、請求者は、自身は実質的な経営者ではなく、経理担当者が社会保険事務所の職員の指

示で上記減額処理を行った旨回答しているが、A社の複数の従業員は、同社の事業主は請求者であり、代表者印の管理者は請求者であった旨回答しており、仮に、経理担当者が当該減額処理に係る手続を行ったとしても、当該手続が、経理担当者個人の行為として行われたものとは認めがたく、同社の行為として行われたものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の唯一の取締役として、自らの標準報酬月額記録の訂正について責任を負う立場にありながら、上記減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、平成13年10月から平成16年4月までの期間、当初15万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成16年6月1日）以降の同年6月3日付けで、平成14年10月及び平成15年9月の定時決定の記録を取り消し、平成14年5月1日に遡って、標準報酬月額を9万8,000円へ引き下げる減額処理が行われた上、同日付で、平成16年5月21日に遡って、請求期間②に係る被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

一方、B社の履歴事項全部証明書により、請求期間②において、請求者が同社の役員となった記載はなく、請求者の弟が同社の代表取締役であったことが確認できるものの、請求者は、同社はD社の取引先の関係上、D社内に設立した名前だけの会社である旨回答しており、オンライン記録により、上記減額処理が行われた平成16年6月3日時点において、請求者がD社の事業主であることが確認できる上、B社の複数の従業員は、同社とD社は同一会社であり、両社の事業主は請求者であった旨回答している。

また、請求者は、社会保険事務所の職員からのアドバイスにより、標準報酬月額を低く設定し、厚生年金保険料の納付額を低くする手続を自身で行った旨回答していることから、請求者は、B社における実質的な事業主として、請求期間②に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与したものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、B社の実質的な事業主であり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間②の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間③について、オンライン記録によると、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の最低等級（9万8,000円）で記録されていることが確認できるものの、当該標準報酬月額について遡及減額処理等の不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、日本年金機構から提出された、C社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成16年9月から平成20年9月までの定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、同社の社判及び代表者印が押印されていることが確認できる。

上、標準報酬月額を書き換え等の不適正な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、請求者から給与明細書等の資料の提出はなく、請求者は、C社の元事業主としても、賃金台帳等の資料が残っているかどうか不明と回答していることから、請求者の請求期間③に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、請求期間③においてC社における厚生年金保険被保険者期間を有する複数の者に照会したが、請求者の主張を裏付ける具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求期間③における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。